

盛岡市古川墓園の墓地管理料の改定について

平成 24 年 11 月 26 日  
 玉山総合事務所

1 改正の趣旨

古川墓園は、昭和 49 年の供用開始以来、使用者全員で構成する古川墓園管理協議会に管理を委託している。平成 18 年度からは指定管理者制度に移行し、維持管理については利用料金制を導入し、維持管理費のすべてを墓地管理料で賄っている。

平成 12 年度に墓地管理料を改正し現在に至っているが、その後古川墓園管理協議会役員報酬の改定やトイレの建替に伴う維持管理費が増大してきており、現在の墓地管理料では賄い切れない状況となっている。

古川墓園管理協議会では、維持管理費が不足することから墓地管理料の値上げを検討してきた。平成 24 年度の古川墓園管理協議会総会において、維持管理費の不足分を利用者全体で負担（A、B タイプ同額改定）することが全会一致で承認された。

これを受け、古川墓園管理協議会から墓地管理料の値上げについて市に要望が出され、市で検討した結果

- ① 古川墓園が適正に運営管理されていること
- ② 近郊と比較して妥当

と認められることから、条例を改正しようとするものである。

また、今回の改正については玉山区地域協議会へ諮問し、「可とする」との答申を受けている。

2 改正の内容

改正案

盛岡市古川墓園の墓地管理料を次のとおり改正する。

区 分	現 行	改正案
普通墓地 A (7.29 m <sup>2</sup> )	1 区画につき年間 2,000 円	1 区画につき年間 2,500 円
普通墓地 B (4.86 m <sup>2</sup> )	1 区画につき年間 1,500 円	1 区画につき年間 2,000 円

### 3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

### 4 墓園の概要

所在地 玉山区下田字古河川原 320 番地 45

供用開始 昭和 49 年 7 月

区画数 普通墓地 A (7.29 m<sup>2</sup>) 210 区画 (うち 209 区画利用中)

普通墓地 B (4.86 m<sup>2</sup>) 410 区画 (うち 357 区画利用中)

使用料 普通墓地 A (7.29 m<sup>2</sup>) 1 区画あたり 121,000 円

普通墓地 B (4.86 m<sup>2</sup>) 1 区画あたり 107,000 円

(参考 古川墓園管理協議会収支一覧表)

(単位 円)

科目等		平成 22 年度 決 算	平成 23 年度 決 算	平成 24 年度 予 算	平成 25 年度 予 定	平成 26 年度 予 定	備 考
収 入	管理料収入	932,000	935,000	933,000	1,209,500	1,209,500	
	その他の収入	2,266	68	50	50	50	預金利息
合 計		934,266	935,068	933,050	1,209,550	1,209,550	
支 出	報酬	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	会長, 副会長, 管理人, 事務局
	事務費	68,784	69,675	70,000	70,000	70,000	事務消耗品費等
	会議費	145,158	71,410	80,000	80,000	80,000	幹事会及び総会費用
	需用費	93,922	123,774	140,000	140,000	140,000	電気料金等
	管理費	515,391	334,682	450,000	450,000	450,000	草刈及び修繕料等
	負担金	63,805	62,315	65,000	65,000	65,000	口座振替及び集金手数料
	その他経費	25,000	17,800	102,059	15,000	15,000	
合 計		1,262,060	1,029,656	1,257,059	1,170,000	1,170,000	
収入－支出		△327,794	△94,588	△324,009	39,550	39,550	
翌年度繰越金 (21 年度 746,391 円)		418,597	324,009	0	39,550	79,100	現行料金の場合は 473,900 の欠損